

## 教育委員会定例会（6月）会議録

日 時	平成26年6月26日（木） 10時30分～12時20分	
場 所	中央学校給食共同調理場	
出席委員	永田 見生（委員長） 半田 利通（委員） 岡部 千鶴（委員） 生澤 麻矢（委員） 日野 佳弘（委員） 堤 正則（委員、教育長）	
事務局	大津 秀明（教育部長） 窪田 俊哉（教育部次長） 桑野 洋志（教育部学校教育改革担当次長） 井上 隆夫（生涯学習推進課長） 眞崎 宗明（学校施設課長） 園井 正隆（文化財保護課長） 石橋 康秀（教職員課長） 竹上 克己（田主丸事務所長） 田中 秀幸（城島事務所長） 大久保 隆（学校教育課長） 福島 光宏（学校保健課長）	野田 秀樹（市民文化部長） 竹村 政高（市民文化部次長） 三谷 孝子（教育センター所長） 道井 清太（体育スポーツ課長） 井上 正史（人権・同和教育課長） 上野 順也（学校教育課学務主幹） 西田 正典（学校教育課指導主幹） 古賀 弘憲（北野事務所長） 西野 雅弘（青少年育成課長） 杉山 和敏（中央図書館館長）

### 議案

- 第37号議案 久留米市立図書館協議会委員の任命について
- 第38号議案 久留米市社会教育委員の委嘱について
- 第39号議案 久留米市北野公民館運営審議会委員の委嘱について
- 第40号議案 久留米市城島公民館運営審議会委員の委嘱について
- 第41号議案 久留米市三瀬公民館運営審議会委員の委嘱について
- 第42号議案 久留米市生涯学習センター運営委員会委員の委嘱について
- 第43号議案 久留米市城島総合文化センター運営委員会委員の任命又は委嘱について
- 第44号議案 久留米市城島働く女性の家運営委員会委員の任命又は委嘱について
- 第45号議案 久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱について
- 第46号議案 久留米市天体運営委員会委員の任命について
- 第47号議案 勤労青少年ホーム運営委員会委員の任命又は委嘱について
- 第48号議案 久留米市城島トレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則
- 第49号議案 久留米市城島ふれあい広場条例施行規則の一部を改正する規則

第50号議案 久留米市三潞B&G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則

第51号議案 平成27年度久留米市立小学校小規模特認校制度実施要項について

第52号議案 平成26年度久留米市教育施策要綱について

#### 協議事項

(1) 高等学校教科書選定について

(2) 不登校の状況について

#### 議事録

**委員長**：定刻となりましたので、ただいまから、「久留米市教育委員会6月定例会」を開会いたします。5月定例会の会議録から審議いたしますが、委員の皆様から、内容に誤りや補足する点があれば、お願いします。

**全委員**：(特になし)

**委員長**：皆様のご異議がないようですので、5月定例会の会議録を原案のとおり承認いたします。次に、議案の審議に入ります。第37号議案「久留米市立図書館協議会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

#### 議案

第37号議案 久留米市立図書館協議会委員の任命について

**事務局**：《議案概要説明》

**委員長**：ただいま事務局より第37号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

**全委員**：(特になし)

**委員長**：特にないようですので、第37号議案を原案のとおり承認いたします。次に、第38号議案「久留米市社会教育委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

第38号議案 久留米市社会教育委員の委嘱について

**事務局**：《議案概要説明》

**委員長**：ただいま事務局より第38号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

**全委員**：(特になし)

**委員長**：特にないようですので、第38号議案を原案のとおり承認いたします。次に、第39号議案「久留米市北野公民館運営審議会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

第39号議案 久留米市北野公民館運営審議会委員の委嘱について

**事務局**：《議案概要説明》

**委員長**：ただいま事務局より第39号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

**A委員**：公民館の運営審議会の人数が公民館によって違うのは、合併前からの経緯で、人口比に

なっているのかもしれませんが、人数の統一については検討しないのですか。

**事務局**：公民館の運営審議会の定数は、ご指摘のように、異なった設定となっています。旧四町時代のそれぞれの公民館の事業規模から異なっていましたが、今度の条例改正の中でなるべく統一の方向で検討していきたいと思います。

**A委員**：審議会委員は、日当や給与というのがありますか。

**事務局**：行政選出の人は別として、民間の人には実費弁償等の費用を出しています。

**A委員**：日当等もでるのなら、合併前の伝統的な要因もあるのかもしれませんが、人数についてはある程度統一した方がベターかと思います。

**委員長**：その他、ご質問やご意見はありますか。

**全委員**：(特になし)

**委員長**：他にないようですので、第39号議案を原案のとおり承認いたします。次に、第40号議案「久留米市城島公民館運営審議会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

#### 第40号議案 久留米市城島公民館運営審議会委員の委嘱について

**事務局**：《議案概要説明》

**委員長**：ただいま事務局より第40号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

**全委員**：(特になし)

**委員長**：他にないようですので、第40号議案を原案のとおり承認いたします。次に、第41号議案「久留米市三潴公民館運営審議会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

#### 第41号議案 久留米市三潴公民館運営審議会委員の委嘱について

**事務局**：《議案概要説明》

**委員長**：ただいま事務局より第41号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

**全委員**：(特になし)

**委員長**：他にないようですので、第41号議案を原案のとおり承認いたします。次に、第42号議案「久留米市生涯学習センター運営委員会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

#### 第42号議案 久留米市生涯学習センター運営委員会委員の委嘱について

**事務局**：《議案概要説明》

**委員長**：ただいま事務局より第42号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

**全委員**：(特になし)

**委員長**：他にないようですので、第42号議案を原案のとおり承認いたします。次に、第43号議案「久留米市城島総合文化センター運営委員会委員の任命又は委嘱について」、事務

局から説明をお願いします。

**第43号議案 久留米市城島総合文化センター運営委員会委員の任命又は委嘱について**

**事務局**：《議案概要説明》

**委員長**：ただいま事務局より第43号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

**全委員**：(特になし)

**委員長**：特にないようですので、第43号議案を原案のとおり承認いたします。次に、第44号議案「久留米市城島働く女性の家運営委員会委員の任命又は委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

**第44号議案 久留米市城島働く女性の家運営委員会委員の任命又は委嘱について**

**事務局**：《議案概要説明》

**委員長**：ただいま事務局より第44号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

**全委員**：(特になし)

**委員長**：特にないようですので、第44号議案を原案のとおり承認いたします。次に、第45号議案「久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

**第45号議案 久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱について**

**事務局**：《議案概要説明》

**委員長**：ただいま事務局より第45号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

**全委員**：(特になし)

**委員長**：特にないようですので、第45号議案を原案のとおり承認いたします。次に、第46号議案「久留米市天体運営委員会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

**第46号議案 久留米市天体運営委員会委員の任命について**

**事務局**：《議案概要説明》

**委員長**：ただいま事務局より第46号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

**全委員**：(特になし)

**委員長**：特にないようですので、第46号議案を原案のとおり承認いたします。次に、第47号議案「勤労青少年ホーム運営委員会委員の任命又は委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

**第47号議案 勤労青少年ホーム運営委員会委員の任命又は委嘱について**

**事務局**：《議案概要説明》

**委員長**：ただいま事務局より第47号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

**全委員**：(特になし)

**委員長**：特にないようですので、第47号議案を原案のとおり承認いたします。次に、第48号議案「久留米市城島トレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則」、49号議案「久留米市城島ふれあい広場条例施行規則の一部を改正する規則」、50号「久留米市三瀬B&G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則」は体育施設の休館日と指定管理者への変更の関係で関連しますので、一括して事務局から説明をお願いします。

第48号議案 久留米市城島トレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則

第49号議案 久留米市城島ふれあい広場条例施行規則の一部を改正する規則

第50号議案 久留米市三瀬B&G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則

**事務局**：《議案概要説明》

**委員長**：ただいま事務局より48号議案から50号議案まで説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

**B委員**：確認的な質問になりますが、今回の改正の内容は休館日を年末年始に統一ということですが、海洋センターは休みが「なし」というのはどういうことですか。

**事務局**：B&G海洋センターについては開館期間が6月1日から9月30日までとなっていますので、年末年始は開館期間にはなっていないので、「なし」という記載になっています。

**B委員**：海洋センターについては限定的なこの期間しか開いていないということですね。

**事務局**：そういうことになります。

**委員長**：他にありますか。

**C委員**：体育施設が月曜休館から、月曜も開館するということですが、これは利用者の利便性のためにということでしょうか。

**事務局**：第一に市民の皆さんの利便性向上のためです。また、来年度から指定管理者制度になりますので、その要因もあります。

**委員長**：他にご質問やご意見はありますか。ないようですので、48号、49、50号議案を原案のとおり承認いたします。次に、第51号議案「平成27年度久留米市立小学校小規模特認校制度実施要項について」、事務局から説明をお願いします。

第51号議案 平成27年度久留米市立小学校小規模特認校制度実施要項について

**事務局**：《議案概要説明》

**委員長**：ただいま事務局より51号議案の説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

**B委員**：今、成果をどのように判断するのかの検討も含めて、事前に申し添えさせていただきましたが、評価の主たる判断基準が、複式学級を解消できるかどうかということですが、確かに、学校運営の側、行政の側としては、その点はあるかとは思いますが、応募してきた子どもさんのことを考えたら、その方達は、小規模で充実した教育をしてもらえということに期待して、子どもさん達を送ってもらっているということではないかと思

います。複式の解消が主たる評価基準ということになると、複式でもいい、小規模で学びたいという子ども達の期待を裏切るということになるのではないのでしょうか。ただ、始めてしまったことなので、どこかでズレた箇所を修正していかなければならないと思います。子どもたちや保護者の方にきちんと説明していく責任があると思います。今の説明を聞くと、私の伝えなかったことが、少しくまぐ伝わらなかったのではないかと思います。誰のための小規模特認校制度なのかということをもう少し話あって、反省すべき所は反省して、もっと真摯に議論していきたいと思います。この問題は大変複雑だということは理解していますが、預けてくださっている保護者の方、学んでいる子ども達への配慮がちょっと伝わってこないなと感じました。

**事務局：**子ども達が期待する教育について、特認校制度でどうなのかということについては、本日の議案の中では少し省略しておりますが、教育内容については、各学校それぞれで、「豊かな自然」であるとか、「表現の場の提供」など、工夫をしています。本日が制度そのものを来年度も継続させていただきたいという議案になりますので、教育内容については詳しくは説明しておりませんが、子ども達や保護者が期待する教育をという点については、私達も認識しているところです。3校の校長とも、子ども達の様子を見て、ふさわしい教育内容をと協議を重ねているところです。特認校としての特色を今後も委員の皆様を示していく中で理解いただければと考えています。

**C委員：**27年度も小規模特認校制度を実施するということについて反対はありませんが、昨年、この制度についてこの場で承認した際に「速やかに基本方針を作成し」という文言を入れていたわけですが、その後、通学区域審議会を実施し、最終答申がでるのが、27年1月、その後、教育委員会会議において小規模化対応の方針案を協議して方針案が定まって、そこから実際にそれを実施するのはいつになるのかと思います。ちょっと時間がかかりすぎて、小学校に入学した子どもが5年生、6年生になる時期になります。統廃合するにしろ、しないにしろ、色々と難しい問題があると思いますが、もう少しスピードアップというのができないのかなと思います。子どもの成長に追いつくように大人達もスピードを上げて検討していかなければならないのではと思います。

**事務局：**私達もテンポアップして議論を進めていきたいと思います。非常に大きな教育制度の課題になりますので、一つ一つご意見をいただきながら進めておりますので、どうしても時間がかかってしまっています。議論をいただきながらスピード感を意識して、やっていきたいと思います。

**A委員：**最終的には統廃合を考える時がくるのかもしれませんが、やった限りは暫く様子をみなければいけないのではないのでしょうか。私は**C委員**の意見には反対なのですが、急いで決めてしまうのではなく、ある程度は制度を見守らないといけないのではないのでしょうか。やって一年、二年で結論を出せというのは無理なのではないのでしょうか。3、4年生懸命やってみて、やはり、少子化に追いつけなかったということでは、仕方ないのかもしれませんが、今の時点で統廃合に向かっていくというならば、最初から特認校制度をやる意味がないのではないのでしょうか。あまりに結論を急ぐというのは、無理があるのではないのでしょうか。まずは、この制度をしっかりと周知徹底させる必要があると思います。各学校現場の校長、教員がこの制度について、しっかりと理解して、「こう

いった制度があります」というのを周知していかなければならないと思います。記者に発表するよりも、各学校現場にしっかり認識してもらって、必要に応じて、周知、勧誘をしてもらうぐらい必要なのではないのでしょうか。その辺りを一生懸命やってみて、それでも集まらなかったということになれば、それから統廃合の議論をやっていかなければならないと思います。

**委員長**：他の学校の指導者がどう考えて、どういう紹介をするのかで、印象はだいぶ違うと思います。本心からこの制度を子どもに勧める場合と、しょうがないから勧めるのでは違います。例えば、浮島小学校の先生ではない先生が親にこの制度の説明をする時にどういった説明の仕方をするのかで違ってくると思います。

**D委員**：制度開始から3ヶ月たって、今各校長から当初掲げた教育活動の現状や、新しく入ってきた子どもの状況、今までいた子どもの状況の報告があっています。就学先を変更した子どもや、保護者の意見をしっかりと受け止めながら、**B委員**のご指摘の内容についても、一度お預かりした子どもの課題や状況については、しっかりと受け止めながら、慎重に見守っていかなければならないと思います。ただ、行政施策としての小規模特認校制度については、非常に限られた人数の複式学級の状況を打開していく対策になりうるかどうかという点については、この教育委員会会議での議論や通学審議会、各方面からの意見を踏まえつつ、ある一定の内容については審議していただく必要があると思います。審議が予定どおりに行くかどうか、一度打った小規模特認校制度の目安をどこまでにするのか、成果課題をどう整理するかについて、想定せざるえない統廃合について、道筋をどう立てていくのかについて、時期、はこび方については、そこに子どもがいるということからも、慎重かつ丁寧に事務局内でも協議を重ねていくつもりです。必要な時点で適時、教育委員会会議にも諮っていきたいと考えております。

**委員長**：この問題は十分議論していかなければならないと思いますが、今回の議案については27年度の実施要綱はこの内容でいいかどうかというところになります。**A委員**指摘の周知については徹底してもらおうというところで、その他に質問はありますか。

**B委員**：募集リーフレットの配布について確認したいのですが、幼稚園、保育園とかどのくらいまで配布される予定ですか。

**事務局**：まず、1年生から5年生までの全児童に配布します。そして就学前の子どもにも郵送します。

**委員長**：他にご質問はありますか。ないようですので、第51号議案を原案のとおり承認します。次に、第52号議案「平成26年度久留米市教育施策要綱について」、事務局から説明をお願いします。

#### 第52号議案 平成26年度久留米市教育施策要綱について

**事務局**：《議案概要説明》

**委員長**：ただいま事務局より52号議案の説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

**全委員**：(特になし)

**委員長**：特にないようですので、第52号議案を原案のとおり承認いたします。次に、協議事項に移ります。協議(1)の「高等学校教科書選定について」、事務局から説明をお願いします。

します。

## 協議事項

### 高等学校教科書選定について

**事務局**：《議案概要説明》

**委員長**：ただいま事務局より説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

**全委員**：(特になし)

**事務局**：小学校教科書については選定方針等、前回の教育委員会で承認いただいて、現在選定の作業を行っているところです。今後小学校についても選定教科書の案ができましたら教育委員会でご審議をお願いします。

**委員長**：特になければ、次の協議事項に移ります。

### 不登校の状況について

**事務局**：《議案概要説明》

**委員長**：ただいま事務局より説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

**B委員**：不登校復帰率の推移、これがとても重要になると思います。数字として、指標として分かるのはここになると思います。中学校3年が卒業して対象生徒が変わってくるので、何人減った、増えたというよりも復帰率を見ていくことになるのではと思います。「登校できるようになった」と「登校する日数が増えた」とはどういった状態のことになるのですか。

**事務局**：「登校できるようになった」というのは、その通りで分かり易いかと思うのですが、「登校する日数が増えた」というのは、では、何日から増えたということになるかは、国、県の定義が異なっており、厳密に何日以上という明確な基準がないのですが、学校現場としては厳しめに判断して報告をしています。

**B委員**：いわゆる保健室登校というのも、学校に登校できたという扱いになるのですか。

**事務局**：学校の保健室については「登校できた」というカウントになります。

**C委員**：登校はしているけど、教室には入れないという状態は、確かに登校できなかった子どもがそこまで来れるようになったというのは確かにそれだけで、すごい進歩だとは思いますが、とっかかりだとは思いますが、授業を正常に受けることができないという状態には変わりがないと思います。今、「不登校傾向」という枠でとられる子どもが多いと思います。学校には来るけど、授業は受けることができない、そういう子ども達に対する対策というのはあまり見えてこないと思います。そのような子ども達に対してどのようにアプローチしているのかを教えてください。やはり親にとっては保健室に行けているとしても、授業を受けることができていないのならば、「学校に行けていない」「勉強に追いつけていない」という気持ちは変わらないと思います。学校からは「登校できるようになった」と見られると、そこで学校と親との間に開きができてしまうと思います。

**事務局**：特に中学校に大きな課題がありますが、今年度11校に校内適応指導教室を設置しています。中学校校長からも、校内適応指導教室は非常に効果的だという話があがってきています。例えば、「らるご」に行っている子どもが校内適応指導教室に来て、そこで学

級の担任との関係で教室に戻れるということや、助手の先生との関わりなど、効果的なので、ぜひ他の学校にも設置して欲しいという声もあがってきています。ここでの担任との関わりや、クラスメイトとの関わりが、今後の鍵になるのではないかと思います。

**E委員**：昨年度もこの報告があがっていますが、まずは、昨年よりも学校に登校できるようになった子どもの数が増えてきているのは、それは良い事だと思います。ただし、小学校1校分の人数が不登校というのは、まだまだ大変なことです。数字の裏の一つ一つはその子の掛け替えの無い人生なのだから、ありとあらゆることを考えて頂きたいと思います。なぜ学校に来ないのかという要因分析と、その要因の排除の方法について教えてください。

**D委員**：小学校の多くが不登校ゼロを目指している中、不登校の要因のほとんどが家庭的、経済的背景があります。なかなか朝、子どもを送り出すことのできない保護者がいるのが実態です。親も怠惰な生活習慣になっており、朝食が無く、保護者自信に子どもを学校に送り出さないといけないという意識がないとか、そういった要因があります。その点については、保護者の心理面も含めた所でスクールカウンセラーの対応が効果的であり充実してきています。家庭的な背景については学校教育課内に配置しているスクールソーシャルワーカーが生活支援、福祉的なサービスを活用できるような手立てを紹介しながら支援しています。中学校については、小学校から中学校に変わる際に、小学校の学級担任から教科ごとになる、新たな友達関係がでてくる、授業についても難しくなるという中一ギャップの問題があります。その時のつまずきを、なだらかにするための小中連携教育の推進を図っており、入学前の部活動体験、相互乗り入れの授業体験を行っています。集团的、学習的、色々な面でできつがっていた子ども達が中学校にあがる際には、十分見守るようにしています。中一ギャップのつまずきは少しずつ抑えることができるようになってきているという実感はあります。しかしながら、中一の秋から中二の一年間、進路の選択の時期とも重なり、焦りもでてきて、中々そこをクリアできない子どももいます。そこで、今非常に効果が出てきているのが、校内適応指導教室です。クラスできつくなった子どもが場を変えて、そこへ通ったり、そこでもきつくなった子どもが「らるご」へ通ったり、フリースクールへ通ったりとしています。いきなり「らるご」、いきなり家庭ということではなく、校内適応指導教室での支援を行うことが鍵となっています。今後はなるべく多くの中学校に校内適応指導教室を設置することが大きな方策になるのではないかと思います。

**A委員**：犯罪傾向のある少年というのは、この不登校数の中に入っているのですか。

**事務局**：不登校の内容をタイプ別に分けており、その中に「遊び非行型」というタイプがあります。その他には「無気力型」というタイプ等があります。遊び非行型の子どもというのは一定の割合でいます。増えても減ってもいない状況です。各学校ではタイプに応じた不登校対策を行っているところです。

**A委員**：一定の割合というのは何人くらいですか。

**事務局**：申し訳ありませんが、今資料を持ち合わせておりませんので、改めて報告いたします。

**委員長**：久留米大学にBBSという団体で、犯罪歴のある子ども達の支援を若者自身で行うというグループがあります。そこでも犯罪傾向にある子ども数等はある程度掴んでいるのではないかと思います。

**D委員**：学校内で対応できているものと、警察等との連携が必要なものと様々ありますが、その年々の学年の状況によっても変わってきます。昨年度と今年度は比較的落ち着いています。各学校の専任化した生徒指導担当の教員等や、野中町にある青少年育成課の補導員と連携しながら対応しています。

**委員長**：他に質問はありませんか。では報告事項に移ります。

#### 報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 一般質問回答要旨
- (3) 全国学力・学習状況調査に関する調査研究内容について（文部科学省実施）